

## たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託に係るプロポーザル審査実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 件名

たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託

#### (2) 目的

車券売上におけるインターネット投票の割合が増加する中、情報の入手手段としてホームページが重要な役割を担っている。また、立川競輪場では本契約期間中に、競輪王座を決定する競輪界最高峰レースであるKEIRINGランプリの開催を想定している。特別競輪の開催を誘致し成功させるには、通常開催から豊富な情報を発信し続けることが必要不可欠であり、かつ新規顧客や潜在顧客へのPRが必要となる。

売上浮揚に繋げるためには、見やすさや操作性は当然のことながら、それぞれの顧客の求めている情報を提供することが必要となることから、サイトリニューアル及び継続的かつ豊富な情報提供をおこなう運用管理業務を委託するものである。

#### (3) 業務内容

たちかわ競輪ホームページの新規構築並びに運用管理等。詳細については別紙の「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託（複数年）仕様書（見本）」（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

※運用期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までである。

#### (5) 予算概要

64,152,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 2 参加資格条件 (1) から (3) の要件をすべて満たしていること

(1) 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）をしている者。ただし、資格登録をしていない者にあつては、次に掲げる書面を提出し、原則として契約締結時まで資格登録できる見込みがある場合に限り、参加することができる。

(ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人）

(イ) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人）

(ウ) 身分証明書（商号登記していない個人）

(エ) 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人）

(オ) 財務諸表（法人及び個人）

(カ) 法人事業税の納税証明書（法人）

(キ) 納税証明書その1（法人にあつては法人税、個人にあつては、申告所得税かつ消費税及び地方消費税）

(2) 前項の規定によりプロポーザル方式に参加できる者は、資格登録をしている者にあつては、立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）又は立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）の規定による参加停止の措置を受けていないものとし、資格登録をしていない者にあつては、当該基準の別表各号に掲げる要件に該当していないものとする。

- (3) 過去5年間に、公営競技事業において、ホームページ構築・運用事業に関する業務の実績がある者とする。

### 3 選定条件

- (1) 選定方式  
公募型プロポーザル方式（価格考慮型）とする。
- (2) 選定方法  
「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の採点をもって候補者（契約交渉順位第1位）を選定する。

### 4 申込・受付

- (1) 方法  
公募期間内に立川市ホームページより当業務案件の参加希望票（第1号様式）をダウンロードし、必要書類等と共に下記提出先へ持参又は郵送すること。  
提出した者について、受け付け次第「2 参加資格条件」に基づき資格の有無を審査し、審査後約3日（土日祝日を除く）後に、その結果を電子メール及び郵送等にて通知する。
- (2) 提出先  
立川市公営競技事業部事業課（立川競輪場事務所）  
住所 〒190-0012 立川市曙町3丁目32番5号
- (3) 期間  
令和6年4月24日（水）から令和6年5月14日（火）正午まで  
（土日祝日を除く午前9時から午後5時）

### 5 公募要領等の入手方法

立川市ホームページ (<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>) の「産業・ビジネス」⇒「入札・契約」⇒「案件公表」⇒「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託の公募（プロポーザル）」の《関連ファイル》からダウンロード

### 6 提出書類

- (1) 参加希望票（第1号様式）
- (2) 「2 参加資格条件（1）」が確認できる書類（資格登録をしていない者のみ） 1式

### 7 提案書の内容及び作成要領

- (1) 提案書の様式に指定はないが、作成にあたっては図表や写真、イラストを使用し、別紙の「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託プロポーザル審査委員会に係る事業者審査基準書」に記載する評価項目に併せること。また、「TOPページについての提案」や「各コンテンツについての提案」、「売上浮揚策についての提案」等は、具体的な実施方法が想定できる資料とすること。仕様書に記載のない新規の提案についても、具体的な実施方法が想定できる資料とすること。

※売上浮揚策についての提案例

- ・発注者より提供するイベントやファンサービス、キャンペーンの情報を基にした魅力的な告知画像またはバナー画像等の作成案

- ・たちかわ競輪のイメージアップに繋がる提案
  - ・地元競輪選手の認知拡大に繋がる提案
  - ・競輪に興味を持ってもらえるような SNS 等を活用した提案
  - ・その他、過去の効果的な事例 等
- (2) 企画提案書には、参加者名及び参加者が推測できるようなロゴ等は掲載しないこと。
- (3) 企画提案書は 20 ページ程度とすること。
- (4) 現行のホームページと比較しての特徴があれば記載すること。

## 8 提案書等の提出方法

- (1) 方法  
提出期限内に下記提出物を提出先へ持参すること。
- (2) 提出物
- (ア) 企画提案書 9部
  - (イ) 見積書（第2号様式） 原本1部
- (3) 提出先  
立川市公営競技事業部事業課（立川競輪場事務所）
- (4) 提出期限  
令和6年6月6日（木）正午まで（土日祝日を除く午前9時から午後5時）

## 9 審査方法等

- (1) 審査方法の概要  
委員会において、参加資格を満たした者（以下「提案者」という。）より提出された企画提案書等について、技術点を一次選考（書類審査）と二次選考（プレゼンテーション審査）で評価し、価格点の評価（価格審査）を加味して総合的に審査し、その総合点をもって契約候補者（契約交渉順位第1位）を選定する。なお、各審査の詳細は、以下の記載のほか、別紙の「たちかわ競輪ホームページ構築・運用事業委託プロポーザル審査委員会に係る事業者審査基準書」（以下「審査基準」という。）による。
- (2) 一次選考（書類審査）審査方法  
委員会は、書類審査により技術点のみ審査を行い、提案者の中から3者程度選出する。ただし、提案見積額が予定価格を超えている場合は、選考の対象外とする。選出された提案者には、下記の予定で審査結果通知を送付する。
- ① 一次選考結果通知予定日  
令和6年6月20日（木）までに実施
  - ② 通知方法  
電子メール
  - ③ 通知内容  
一次選考の可否結果、及び一次選考通過者には二次選考の予定等
- (3) 二次選考（プレゼンテーション審査・価格審査・総合点の採点）審査方法  
一次選考で選出された提案者の企画提案書等に基づき、プレゼンテーションにより説明を受け、ヒアリングののち審査を行い、一次選考の結果を踏まえて技術点を採点する。その後、価格点の評価（価格審査）を加えて総合点を採点して契約候補者（契約交渉順位第

1位)を選定する。プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内(発表20分、質疑応答10分)とする。

① 日時 令和6年7月2日(火)予定(各提案者の時間は事前に通知)

② 場所 立川市公営競技事業部事業課(立川競輪場事務所会議室)

(4) 審査基準

総合点、技術点、価格点の詳細は、別紙の審査基準による。

10 スケジュール

公募開始(市ホームページ掲載)	令和6年4月24日(水)
参加希望票の受付締切	令和6年5月14日(火)正午まで
参加資格確認結果通知	令和6年5月17日(金)
企画提案書及び見積書提出期限	令和6年6月6日(木)正午まで
一次選考の可否結果通知	令和6年6月20日(木)予定
二次選考(プレゼンテーション審査・価格審査など)	令和6年7月2日(火)予定
最終選考結果の通知(郵送・市ホームページ掲載)	令和6年7月9日(火)予定
契約締結	令和6年7月下旬～8月上旬予定
ホームページ運用開始	令和6年10月1日(火)

11 質疑・回答

(1) 提出方法

電子メール([jigyousei@city.tachikawa.lg.jp](mailto:jigyousei@city.tachikawa.lg.jp))による提出とする。

(2) 提出期限

令和6年5月1日(水)正午まで

(3) 回答方法

令和6年5月10日(金)までに実施予定

質問者を非表示とし、全質疑について市ホームページにて回答を公表する。

12 その他

(1) 提案書の作成及びプロポーザルに要した費用等は、すべて提案者の負担とする。また提案発表に必要な機材等は電源を除きすべて提案者にて準備すること。

(2) 企画提案は、1者につき1点のみとする。但しTOPページデザイン案及び売上浮揚策については、それぞれ3点以内で複数提案できることとする。

(3) 提案書の企画・作成にあたっては、仕様書の内容を充分吟味すること。

(4) 参加確認書類及び企画提案書等については返却しない。

(5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、必要に応じて公平性、透明性、客観性を期するため提案者の許諾なく公表することがある。

(6) 発表の際は、提案者名を伏せること。

(7) プレゼンテーション参加人数は、1者につき3名以内とする。

(8) 採用となった提案について、協議の上、内容を一部変更する場合がある。